

公私連携幼保連携型認定こども園整備及び運営に関する協定書（案）

橿原市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人郡山双葉会（以下、「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下、「認定こども園法」という。）第 34 条第 1 項の規定により、甲が公私連携幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）の整備及び運営を行う法人を指定するに当たり、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本協定は、橿原市内に認定こども園を整備し、甲乙の協力のもと、保護者をはじめ地域に開かれた魅力ある認定こども園の運営に取り組むため、認定こども園法に定めるもののほか、必要な事項について取り決めることを目的とする。

（法令の遵守）

第 2 条 乙は、本協定に基づき事業を実施するに当たり、認定こども園法、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月奈良県条例第 25 号）、橿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例（令和 3 年橿原市条例第 36 号。以下、「市条例」という。）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）その他関係法令（以下、「法令等」という。）及び本協定を遵守するものとする。

（名称及び所在地）

第 3 条 本協定の目的となる認定こども園（以下、「本園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 「公私連携」である旨を明示するとともに、公益性と中立性を考慮した名称にし、地域住民や保護者の意見を踏まえた上で、甲乙で協議の上決定するものとする。

(2) 所在地 奈良県橿原市大垣町 2 2 7 番地

（開園日）

第 4 条 本園の開園日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

（運営主体）

第 5 条 本園の運営主体は、乙とする。

（実施する事業）

第 6 条 乙が本園で実施する事業（以下、「本事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本園の整備及び管理業務

(2) 認定こども園法第 9 条に規定する教育及び保育業務

(3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 に規定する子育て支援事業

- (4) 延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に規定する延長保育事業
- (5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業（開所時間中の幼稚園型）
- (6) その他、甲乙協議の上実施する事業
（三者協議会）

第 7 条 乙は、本園の整備及び運営について協議するため、保護者代表、甲及び乙の三者で組織する三者協議会を設置するものとする。また、開園後についても定期的に三者協議会を開催し、保育・教育内容の継続性等について協議し、問題が生じた場合は、甲の指導に従い改善することとする。なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

第 2 章 保育及び教育等に関する基本的事項

（定員）

第 8 条 次の定員を下限とし、甲と協議の上設定すること。

設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。また、乙は、利用定員を増加、または減少しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

収 容 人 数	3 号認定	0 歳児	2 人以上	計 1 3 6 人程度
		1 歳児	4 人以上	
		2 歳児	6 人以上	
	1, 2 号認定	3 歳児	4 0 人以上	
		4 歳児	4 2 人以上	
		5 歳児	4 2 人以上	

（開園時間等）

第 9 条 開園時間は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除く）までとし、基本開園時間は、11 時間（午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分）とする。また、基本開園時間後は 45 分を延長保育時間として最低限設けることとする。また、保育・教育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時 10 分までとする。

（保育・教育計画）

第 1 0 条 当該認定こども園における保育・教育内容について、乙は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム」に基づき、保育・教育に関する全体的な計画を作成し、実施するものとする。

- 2 乙は、多様な子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばることができるよう、「学ぶ力」「生きる力」の土台である「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なところ」「健やかな身体」を育む保育・教育を行うこととする。また、園児との信頼関係を

十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境と関わるができるよう努めるものとする。

- 3 乙は、安定的・継続的な運営を図るため、常に保育・教育内容の向上に努めるものとする。

(特別支援教育)

第11条 乙は、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ社会の構築のため、障がい児、医療的ケア児、その他特別な支援を要する園児を受け入れることとする。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり関係機関と連携を図り、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促していくことを基本とした保育・教育を実施することとする。

- 2 乙は、特別支援教育のための園内支援体制を整備し、特別な支援を要する園児(医療的ケア児を含む)を受け入れ、個別の指導計画や教育支援計画を作成し、特別支援教育を実施するものとする。

- 3 開園前に耳成西幼稚園を利用していた特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるようにするものとする。

(行事等)

第12条 乙は、保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないものとする。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで制限するものではない。

(登降園の安全確保)

第13条 乙は、園児の登降園時の安全確保及び違法駐車等防止のために必要な対策を講じるとともに、園児及び保護者に対しての交通安全教育に努めるものとする。

(職員の配置)

第14条 乙は、次に掲げる職員を配置することとする。

- (1) 園長は、認可保育所又は認定こども園において3年以上園長または幹部職員としての経験を有するものを専任で1名配置すること。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下、「認定こども園法施行規則」という。)第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有すること。
- (2) 園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として2名配置すること。なお、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。
- (3) 各学級に担任として専任の保育教諭を配置すること。保育教諭の職員数は、アからカまでの区分ごとに計算した員数(区分ごとに小数点第1位を切り上げた数)及びキ並びにクの必要数の合計人数以上とすること。ただし、国や県の配置基準に改定があった場合には、その基準も満たすこと。

園児の区分	配置基準
ア 満5歳以上の園児	25人につき職員1人
イ 満4歳以上満5歳未満の園児	25人につき職員1人
ウ 満3歳以上満4歳未満の園児	15人につき職員1人
エ 満2歳以上満3歳未満の園児	6人につき職員1人
オ 満1歳以上満2歳未満の園児	6人につき職員1人

カ 満1歳未満の園児	3人につき職員1人
キ 障がい児加配保育士	加配として必要な職員数
ク その他	延長保育等実施に必要な職員数

- (4) 副園長または教頭を配置するよう努めること。
- (5) 事務職員を配置すること。
- (6) 特別支援に係る関係機関との連携や調整を図る、特別支援教育コーディネーターの役割を担う職員を配置すること。ただし兼任でも可能とする。
- (7) 保健師又は看護師を配置すること。ただし准看護師しか配置できない場合は、実際の現場対応について、甲と十分に協議すること。
- (8) 栄養士の配置に努め、園児の栄養の指導及び管理に努めること。
- (9) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (10) 園医、園歯科医、園薬剤師を置くこと。ただし嘱託でも可能とする。
- (11) 園児の安定・継続した保育・教育の引継ぎ及び運営を行うため、耳成西幼稚園勤務の会計年度任用職員等が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。
- (12) その他の人員（用務員や警備員等）を必要に応じて配置すること。

2 乙は、特別な支援を要する園児数、程度に応じて職員を加配するものとする。

（入園児）

第15条 本園に入園する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものは、甲において利用調整を行い、甲が決定するものとする。

2 本園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、乙が入園を決定するものとし、決定方法については、甲乙協議の上、乙が別に定めるものとする。ただし、校区内（真菅北小学校区及び耳成西小学校区）に居住する1号認定の入園希望者については、原則として全員入園させるものとする。

（給食）

第16条 本園において乙が実施する給食は、次のとおりとする。

- (1) 原則として全園児に提供することとし、調理は本園内で行うこと。
- (2) 必要な栄養量を含む給食を、安全・安心に提供すること。
- (3) 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所等における給食の手引き」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、園児の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。また、食事をする際に、特別な支援を要する園児については、個々の機能に合わせた食形態の提供について保護者等と十分に協議し実施すること。
- (4) 給食の提供に必要な設備、備品等については、乙において整備すること。
- (5) 地産地消の取り組みや安全・安心な食材を確保し、園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。

(6)園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育を推進すること。

(研修)

第17条 乙は、奈良っ子はぐくみ基本方針、橿原市就学前の保育・教育指針、橿原市就学前人権保育・教育指針、橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムへの理解を深め、それらに基づいた保育・教育を引き継ぐものとする。また、甲が行ってきた保育・教育内容への理解を深めるとともに、更なる保育・教育の質の向上のため、甲が主催する研修会等に職員を参加させるものとする。また、内部職員研修についても定期的に開催するものとする。

2 園長は、甲が主催する園長会等に参加し、情報共有を図るものとする。

3 特別支援教育コーディネーターは、コーディネーター連絡会（研修会）等に参加し、情報共有を図るものとする。

4 乙は、「橿原市人権教育研究会」・「橿原市就学前保育・教育研究会」・「奈良県幼児放送教育研究会」等に職員を参加させるよう努めるものとする。

5 乙は、その他、必要に応じて会議等に職員を参加させるものとする。

(運営経費等)

第18条 甲は、施設型給付費として、子ども・子育て支援法第27条第3項に基づき算出した額を乙に支払うものとする。

2 一時預かり事業や延長保育事業等の特別保育事業の実施に対しては、甲が定める事業に関する補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。なお、甲が定める利用者負担額は、乙が利用者から徴収するものとする。

3 乙は、保育及び教育等の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下、「基準府令」という。）第38条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、その同意を得るものとする。

4 乙は、前項の保護者負担については、事前に三者協議会で協議するものとする。なお、開園前から使用している制服、制帽、体操服その他物品等については、開園後も引き続き使用できるものとする。

(安全・危機管理体制の整備)

第19条 乙は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備するものとする。

(個人情報の取扱い及び守秘義務)

第20条 乙は、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、乙が定める規程等に基づき適切な管理を行わなければならない。

2 乙の職員は、職務上知り得た個人情報又は甲が秘密と指定した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 乙は、前項に定める守秘義務を厳守させるため、乙の職員に対する研修を実施するなど適切な指導を行わなければならない。

(苦情解決)

第21条 乙は、苦情解決責任者を置く等、苦情解決の仕組みの整備に努めるものとする。

(保護者アンケート)

第22条 乙は、施設の管理運営や提供する保育サービスについて保護者アンケートを実施するとともに、保護者アンケートのアンケート項目などの内容については、三者協議会にて事前の協議を行うものとする。

2 乙は、保護者アンケートの結果については、保護者の意見を酌み真摯に対応するものとする。

(第三者評価等)

第23条 乙は、施設の管理運営や提供する保育サービスについて保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審するものとする。

(関係機関との協力)

第24条 乙は、本事業の実施に当たり市内の就学前施設・小学校との連絡体制を構築し、情報共有を密に行うなど、関係機関と協働して園児に対し支援を実施するよう努めるものとする。

2 乙は、特別な支援を必要とする園児・保護者への対応について、甲やその他関係機関と協力して支援を行うものとする。

3 乙は、甲が行う幼児教育・保育行政等に関する調査や行事等に協力するものとする。

(地域との連携等)

第25条 乙は、施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つものとする。また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めるものとする。

(小規模保育事業との連携等)

第26条 乙は、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所の連携施設としての役割を担うものとする。

(報告)

第27条 乙は、基準府令第34条第2項第1号に規定する計画を甲に提出するものとする。

2 乙は、毎会計年度終了後、社会福祉法人会計基準及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の27第1項及び第2項の規定により作成した書類を甲に提出するものとする。

3 乙は、保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに甲及び関係機関へ報告するものとする。

第3章 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

(設備の貸付け及び譲渡)

第28条 本園の整備に当たり必要となる土地及び設備については、認定こども園法第34条第4項並びに橿原市財産条例（昭和39年6月橿原市条例第18号）第2条及び第8条の規定を適用し、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 本園を整備する土地については、甲が所有し、甲が既存建物の解体等の整地を

実施した後、乙と協議の上、本園の整備及び運営に必要な面積を設定し、本協定期間中、乙に貸し付けることとし、甲乙間で契約を締結するものとする。

(2) 本園を整備する土地のうち、真菅北幼稚園の園舎及び園庭その他設備に当たる部分については、令和7年3月31日に当該園舎等の使用を終了し、甲により園舎及び園庭その他設備を解体した後、土地の貸付けを開始するものとする。

(3) 貸し付ける土地の賃料は、令和19年3月31日までは無償とし、令和19年4月1日以降の賃料の取扱いについては、改めて契約で定めるものとする。

(4) 耳成西幼稚園において現に使用している備品その他設備のうち、甲乙協議の上合意したものについては、開園時に甲から乙に譲与するものとする。

2 乙は、本協定が終了したときは、土地を乙の負担と責任において原状に回復した上、甲に返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

第4章 整備と移行準備

(円滑な移行準備)

第29条 甲及び乙は、本園の整備及び開園準備に当たっては、甲乙間で十分な協議を行い、円滑な事業実施を目指すものとする。

2 乙は、支障なく開園するため、人材の確保及び運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

(園舎等の整備)

第30条 既存建物の解体、土地の造成並びにこれに関して必要となる許認可及び届出その他必要な申請及び手続については、甲乙協議の上、甲が負担し実施するものとする。

2 園舎、屋外施設、外構その他本園の運営に必要な施設等の整備並びに施設整備に関して必要となる許認可及び届出その他必要な申請及び手続については、甲乙協議の上、乙が負担し実施するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、本園の整備に関し必要な許認可及び届出その他必要な申請及び手続が生じたときは、甲乙協議の上、実施方法を決定する。

4 乙は、園舎及び園庭の整備に当たっては、事業提案書にて提示された園児数が入園できる面積を確保するとともに、保育ニーズの変動に応じ、将来の定員拡大にも対応できるように努めるものとする。

5 乙は、園児の遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設整備を行うこと。また、送迎用の駐車場を十分に確保するとともに、駐車場内や敷地周辺の安全対策（送迎時には職員を配置する等）及び周辺の交通状況を十分に把握した上で、渋滞緩和等にも十分な配慮を行うものとする。

6 乙は、甲の協力を得て本園の整備に当たり、近隣への日照、騒音、交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しても甲の協力を得て誠意を持って対応するものとする。

7 乙は、必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得るものとする。

8 乙は、隣接する真菅北小学校の児童の通学における安全対策に配慮するとともに、

工事車輛の出入り等をあらかじめ真菅北小学校等と十分協議の上、施設整備を行うものとする。

- 9 乙は、施設整備に係る施工業者選定について、入札を行うなど競争性を発揮し、公正な業者選定及び建設費の削減に努めるものとする。

(整備補助金等)

第31条 甲は、乙が本園の整備を行うに当たり、国が定める就学前教育・保育施設整備交付金に関する要綱並びに甲が定める各種事業に関する補助金交付要綱に基づき、採択を受けた事業に対し補助を行うものとする。

(説明会への出席)

第32条 甲又は乙が開催する保護者説明会及び工事説明会等への出席の要請があれば、甲又は乙は、対応できる者を出席させるよう協力するものとする。

- 2 甲又は乙は、保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応するものとする。

(継続性の配慮)

第33条 乙は、在園中に運営主体及び職員が変わることによる在園児への影響が最小限となるよう、耳成西幼稚園の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うものとする。

(引継ぎ要員)

第34条 乙は、保育及び教育等の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員(以下「引継ぎ要員」という。)を確保し、各幼稚園の行事や運営、保育及び教育等に参画するなどし、引継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、甲乙間で協議するものとする。

- 2 引継ぎ要員は、本園に勤務し、職務に従事するものとする。

- 3 引継ぎ要員を確保する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうち、甲と協議して定めることとし、引継ぎ要員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。

第5章 協定の期間等

(協定の期間)

第35条 本協定の期間は、協定締結の日から令和29年3月31日までとする。協定期間満了後については、乙により適切な運営が行われたと甲が認める場合は、甲乙間で協議した上で、協定を新たに締結することができる。

(変更及び解除)

第36条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲乙協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

- 2 乙は、本事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の1年前までに前項の協定の解除を甲に申し出るものとする。

(暴力団排除に係る解除)

第37条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 法人の代表者又は役員(以下、「役員等」という。)が、暴力団員等(檀原市暴

力団排除条例（平成 23 年 12 月 檜原市条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本園の運営に係る契約等に当たって、その相手方が暴力団又は暴力団員等であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本園の運営に係る契約等に当たって、暴力団又は暴力団員等をその相手方としていた場合において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本園の運営に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

第 6 章 検査及び違反の措置等

（帳簿等の保管）

第 38 条 乙は、管理・運営業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後 5 年間は、これを保存するものとする。

（検査等）

第 39 条 甲は、本園の運営を適切にさせるために必要があると認めるときは、認定こども園法第 34 条第 7 項の規定に基づき、乙若しくは本園園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又は甲の職員に関係者に対して質問させ、若しくは本園に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第 40 条 甲は、乙が正当な理由なく本協定に従って保育及び教育等を行っていないと認めるときは、認定こども園法第 34 条第 10 項の規定により勧告を行うことができる。

- 2 甲は、前項の規定により勧告を受けた乙が当該勧告に従わないときは、認定こども園法第 34 条第 11 項の規定により指定を取り消し、本協定を解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、本園について、認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による廃止の認可を申請しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による廃止の認可の申請をしたときは、当該申請の日前 1 月以内に本園で保育及び教育等を受けていた者であって、当該廃止の日以降においても

引き続き当該保育及び教育等に相当する保育及び教育等の提供を希望する者に対し、必要な保育及び教育等が継続的に提供されるよう、甲及び他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(損害賠償)

第41条 本園の管理及び運営業務を行うに当たり、乙に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙により解決するものとする。

2 本園の管理及び運営業務を行うに当たり、乙が第三者に及ぼした損害は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の負担においてその賠償を行うものとする。

3 乙は、本協定の項目を履行しないために甲に損害を与えたとき、又は甲により本協定を解除された場合は、その損害を賠償しなければならない。

第7章 その他認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(不当な差別的取扱いの禁止)

第42条 乙は、園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な差別的取扱いをしてはならない。ただし、施設の整備等やむを得ない理由により園児の入園が困難と思われる場合については、甲と十分に協議したうえで判断するものとする。

(公私連携法人の指定等)

第43条 甲は、乙があらかじめ行った申請を審査した上で、必要な要件を充足すると認めるときは、乙を公私連携法人として指定するものとする。

2 乙は、認定こども園を設置するときは、甲を通じ、奈良県知事に設置を届け出るものとする。

3 前項の届出の日は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(保険)

第44条 乙は、本園の管理及び運営業務を行うに当たり、乙の負担において必要な保険に加入するものとする。

(裁判管轄)

第45条 本協定に関する訴えの管轄裁判所は、奈良地方裁判所とする。

(事業提案)

第46条 乙は、本園の管理及び運営業務を行うに当たり、原則として事業提案書を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第47条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、必要な事項を定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 檀原市
名称
代表者氏名

乙 所在地
名称
代表者氏名